

愛媛県人事委員会交渉報告

★ 教職員の超勤実態は明らかであり、仕事量を減らすことと、教職員を増やすことが重要!!

★ 学校現場にタイムカードなどで、各人の勤務時間の把握が必要!!

2017年9月15日(金) 自治労愛媛県本部・愛媛県職員労働組合・愛媛教職員組合の代表者が、県人事委員会の方と交渉を行いました。その内容(抜粋)をお知らせします。

1. 民間賃金実態に基づき公民較差を精確に把握し、人事委員会勧告制度の下で地方公務員のあるべき賃金を勧告すること。月例給においてプラス較差が生じた際は、現行給料表を基礎として全年齢層を対象に配分すること。昨年度同様、本年度の人事院勧告においても、月例給の官民格差の一部が愛媛県職員にはない本府省業務調整手当に配分されていることを踏まえ、労働組合との交渉・協議・合意に基づき勧告すること。また、公民較差については、当面、現行の比較企業規模を堅持するとともに、一時金の公民比較は、月例給と同様に、同種・同等比較を原則とするラスパイレス比較を行うこと。

自治労 連合愛媛の民間賃金調査では、月例給も一時金ともプラスの結果が出ている。(国家公務員に対する)人事院勧告も両方ともプラスなのだから、当然プラスの勧告を出すのでしょね。

人事委 民間賃金実態調査で、今回あまり給与が高くないA社のデータを初めて調査に入れたので、期待するほどでないかもしれない。

2. 中高年層の賃金改善を図ること。特に、全ての在職者が定年まで昇給が可能になるよう、号給を延長すること。

人事委 行政職(一)表4級について号給継ぎ足しを考えている。他の給料表(教育職など)にも波及しようと考えているが、これまで厚遇してきた一部の給料表(医療職や看護職などか?)は、除外させてもらいたい。

愛媛教組 教育職も2級(教諭待遇)が頭打ちしている。ぜひ、号給継ぎ足しをお願いしたい。

3. 連合総研や文部科学省の調査で教職員の超勤実態は明らかであり、中央教育審議会でも対策を議論している。各人の労働時間をタイムカード等で確実に把握すること。超勤を減らす各学校現場での取組を促すことは同審議会の答申前でもできるの言及すること。



もう、何時かな?

今日も遅くなるわね。

愛媛教組 学校週5日制導入にあたって、夏季休業中の校外勤務の制限、研修日・教科会・学年会の増設、さらに、教員免許更新制、学力テストで成績を求め、学習指導要領で質量ともに増える。仕事量を減らすことと、教職員を増やすことが重要。**タイムカード**などで各人の勤務時間の把握は必要。

人事委 文部科学省の調査でも**過労死レベルの実態**であることは承知している。どのように報告に書き込むか、検討したい。

★★★ 下記内容についても文書で申入れ ★★★

1. 公務員労働者の労働基本権制約の代償機関であることに対する認識を明確にするとともに、勧告にあたっては、政府・総務省及び県当局の干渉を受けることなく自主性・独自性を発揮すること。
2. 一時金の支給月数を4.4月分以上に引き上げること。引き上げ分は期末手当に配分すること。
3. 諸手当の改善については、地域の実情を踏まえつつ、通勤手当や単身赴任手当の引き上げを行うとともに、実家より通勤している職員については単身赴任手当の支給要件の緩和を行うこと。
4. 臨時・非常勤職員の法的任用根拠を明確にし、抜本的な処遇改善を図ること。また、2017年5月17日に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に伴う会計年度任用職員の制度導入にあたっては、雇用責任が生じることから、賃金・労働条件のあり方を早急に研究・検討し、必要な措置を講じること。
5. 病気休暇の取得について、実勤務日数が20日以上経過していれば連続取得とみなさないよう規則を改正すること。
6. 雇用と年金の接続については、段階的定年延長の実現に向けて、具体的な対応をはかること。当面は、希望者全員を再任用として採用するとともに、常時勤務者についても定数外とすること。また、適正な給与水準の確保を図るとともに就労困難職種への適正な対応を行うこと。
7. 実効あるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止策を引き続き推進するため、積極的な対応を行うこと。
8. 土曜日授業と夏季休業の短縮は、教職員の負担増が懸念される。職員団体との十分な協議をするよう指導すること。
9. 雇用と年金の接続のため、再任用希望者を全員認めること。待遇改善をするとともに、勤勉手当に差をつけないこと。

子どもたちと教職員の生活を守るため、共に考えましょう!

私たち愛媛教職員組合は、毎年、3団体で愛媛県人事委員会交渉を行っています。
上記に2017年9月の話し合いをまとめました。質問や感想、申し入れに関しまして何か思われることがありましたら、お気軽にご連絡ください。

TEL(089)924-4546 / FAX(089)924-4403 / e-mail jtuehime@lime.ocn.ne.jp
HP <http://jtuehime.sakura.ne.jp/>

愛媛教職員組合 書記長 堤 剛

